**平成２６年（フ）第６３７号**
神奈川県横浜市青葉区たちばな台２丁目24―７　パレーたちばな第１―102
債務者　戸谷　達夫
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　由紀
4　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６５７号**
東京都葛飾区青戸７丁目29―18―205　ライオンズマンション青戸第５
債務者　川村　孝司
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　　淳
4　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８１６号**
東京都荒川区東尾久６丁目23―18―103
債務者　荻原　由至
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　治
4　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７８３号**
東京都目黒区中目黒５丁目24―40　ＭＩＮＥ祐天寺
債務者　吉田　麻純
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　淑子
4　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第１号**
北海道苫小牧市新中野町１丁目10番22―305号
債務者　中川　理志
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２５年（フ）第７９１号**
仙台市泉区南光台１丁目21番19号　ロフティアーバンⅠ―111、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷80番地
債務者　松原　年洋
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第２３号**
宮城県宮城郡松島町磯崎字磯崎91番地の11
債務者　佐藤奈都美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第２７２号**
茨城県かすみがうら市稲吉東１丁目17番31号　サンビレッジロイヤルＣ―202
債務者　川原場弘美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第１５号**
茨城県土浦市木田余東台２丁目12番５号　シェリールＡＩ205
債務者　山口志津恵
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第２４号**
茨城県土浦市おおつ野８丁目12番12号
債務者　平賀　敬治
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第２５号**
茨城県土浦市おおつ野８丁目12番12号
債務者　平賀　栄治
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第３３７号**
千葉県白井市南山１丁目９番10棟503号
債務者　清水　福男
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２５年（フ）第３４１号**
千葉県富里市中沢1596番地73
債務者　千田　　修
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２５年（フ）第４８９号**
新潟市西区五十嵐中島３丁目15番３号、申立時の住所新潟市西区五十嵐中島５丁目17番68号　メゾンドプルマージュ104
債務者　寺尾　　龍
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第５１７号**
新潟市西蒲区馬堀6001番地33、前住所新潟市西蒲区和納2478番地69
債務者　齋藤　和子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第５１８号**
新潟市西蒲区馬堀6001番地33、前住所新潟市西蒲区和納2478番地69
債務者　齋藤　弘和
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
新潟地方裁判所民事部